

令和5年度 千葉県福祉タクシー導入促進事業費補助金交付要綱

令和5年10月30日制定（健指第2190号）

（趣旨）

第1条 知事は、高齢者や障害者等の交通手段の確保充実を図ることを目的として、福祉タクシーの導入を促進するため、福祉タクシー車両の購入に要する経費に対して、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

（補助対象車両）

第2条 本補助金の交付対象となる車両は、次の（1）から（4）に掲げる要件を全て満たし、かつ（5）又は（6）のいずれかに掲げる要件を満たしたものとする。

ただし、知事が補助金の交付決定を行う前に購入した車両は対象外とする。

- （1） 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年12月15日付国土交通省令第111号）第1条第1項第14号に規定する福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年12月15日付国土交通省令第110号）第1条に規定するものを除いた車両であること
- （2） 国土交通省が所轄する運輸支局又は検査登録事務所において、知事が補助金の交付の決定をした会計年度の終了の日までに新規登録された車両（登録を抹消した中古自動車の再登録を除く）であること
ただし、知事が特に必要であると認めるときは、この期日を繰り下げることがある
- （3） 千葉県内に使用の本拠を置く車両であること
- （4） 本補助金の交付を過去に受けたことがない車両であること
- （5） 国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付国総計第97号他）に基づき福祉タクシー車両におけるスロープ若しくはリフトを装備する車両に係る補助金の交付決定を受けた車両であること
- （6） 国土交通省の訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱（平成28年2月29日付観産第690号他）に基づきユニバーサルデザインタクシー車両に係る補助金の交付決定を受けた車両であること

（補助対象者）

第3条 補助の対象となるものは、次のとおりとする。

- (1) 千葉県内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者
- (2) 前号に掲げる者に車両を貸与する者（以下、「リース事業者」という。）
- (3) 前各号に準ずる者として、知事が認定した者

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。)) が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は車両本体及び別表1に定める車載機器類の整備に要する経費であつて、知事が必要と認めたものとする。

（補助金の算定方法）

第5条 この補助金の交付対象となる車両台数の上限は、別表2に掲げるとおりとする。

2 各車両ごとの交付額は、前条の補助対象経費に3分の1を乗じて得た額と別表2に掲げる区分に応じた基準額を比較し、いずれか低い額の範囲内とする。

ただし、本補助金の交付額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする者は、別記第1号様式

による申請書に所定の書類を添えて、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により付する条件は次のとおりとする。

- (1) 事業を変更、中止又は廃止する場合には、別記第2号様式を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 事業により取得した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (4) 補助金の交付の決定を受けた者は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に対して譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、事前に知事の承認を得た場合はこの限りではない。
- (5) 補助金の交付を申請しようとする者がリース事業者である場合は、リース料金に補助金相当額分の値下がりを反映しなければならない。

(申請の取り下げ)

第8条 規則第7条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、別記第3号様式を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに別記第4号様式に所定の書類を添えて知事に提出しなければならない。

ただし、知事が特に必要であると認め、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

- 2 前項ただし書において、補助事業の全部が交付の決定を受けた会計年度内に完了しないときは、補助金の交付の決定に係る会計年度の終了の日までに、別記第5号様式を知事に提出しなければならない。
- 3 前項において、事業が完了したときは、すみやかに別記第4号様式に所定の書類を添えて知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

第10条 規則第15条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、別記第6

号様式を知事に提出しなければならない。

(暴力団密接関係者の定義)

第11条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第3条第2項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

(処分の制限)

第12条 規則第21条の規定に関して、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け又は担保に供してはならない。

ただし、別表3の左欄に掲げる取得財産等ごとに、当該財産を取得した日から起算して当該右欄に掲げる処分制限期間を経過した場合は、この限りではない。

2 補助事業者が前項の承認を受けようとするときは、別記第7号様式を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請を受けたときは速やかに、第1項の承認をするかどうかを決定するものとする。

4 知事は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により利益が生じるときは、交付した補助額の範囲内でその利益の全部又は一部を県に納付させることとする。

(調査等)

第13条 知事は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、本事業に関し説明及び報告を求め、また、これに関する帳簿その他の書類を閲覧し、調査することができる。

(帳簿等の保管)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出等についての証拠書類を、補助金の額の確定した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年10月30日から施行する。

別表1（第4条関係）

<ul style="list-style-type: none">・車いす等固定装置・車いす用シートベルト・手すり・点滴等フック固定装置・車いす用ヘッドレスト・上記のほか、バリアフリー化に資する車載機器類であって、知事が認めるもの

別表2（第5条関係）

区分		基準額	交付対象となる車両台数の上限
第2条第5号 関係	スロープを装備する車両	車両1台当たり 60万円	国の交付決定を受けて購入した 車両の台数
	リフトを装備する車両	車両1台当たり 80万円	
第2条第6号 関係	スロープを装備する車両	車両1台当たり 60万円	国の交付決定を受けて、車両を 2台まで購入した場合は購入台 数、3台購入した場合は2台、 4台以上購入した場合は購入台 数を2で除して小数点以下を切 り捨てて得た値の台数

別表3（第14条関係）

取得財産等の種類	処分制限期間
総排気量が2リットル以下の自動車	3年
総排気量が2リットルを超え、3リットル未満の自動車	4年
総排気量が3リットル以上の自動車	5年